

【世帯全体の状況】

この調査は、就学援助費の受給認定のためだけに行うことを申し添えます。

また、審査事務に当たり、情報の一部を地域の民生児童委員に提供することがあります。

◆東日本大震災及び令和元年度東日本台風により被災していない方(通常の就学援助)

次の項目で該当するものを○で囲んでください。

- 申請理由
- (1) 生活保護を受けている。※生活保護受給者の方は修学旅行費のみが対象となります。
 - (2) 生活保護の廃止措置を受けている。
 - (3) 母子・父子家庭又は障害者で、令和2年の所得が125万円以下で市民税が非課税である。
 - (4) 特別の事情(震災・台風を除く)によって市民税の減免を受けている。
 - (5) 特別の事情(震災・台風を除く)によって個人事業税の減免を受けている。
 - (6) 特別の事情(震災・台風を除く)によって固定資産税の減免を受けている。
 - (7) 国民年金の掛金の減免、国民健康保険の保険税の免除又は徴収の猶予が認められている。
 - ⑧ 児童扶養手当の支給を受けている。
 - (9) 生活福祉資金の貸付決定を受けた。
 - (10) 職業安定所登録の日雇労働者である。
 - (11) 上記(1)～(10)には該当しないが、その他特別な理由で経済的に子供を就学させるのが困難。

※ 家庭の状況等、今回、申請に至った経緯を記載してください。

就学困難な状況等を具体的に記入してください。

例)離婚に伴い母子家庭となりましたが、養育費は一切受け取ることができず、収入も低いため、生活が厳しい状況です。同居している両親も高齢で働くことができず、私一人の収入と両親の年金で子ども達のこれからの養育費の支払いが困難な状況であることから、就学援助を申請いたします。

東日本大震災の被災による就学援助は、新規の申請受付を終了しておりますので、希望される方は通常の就学援助制度での申請をしてください。(令和2年度に被災(大震災)の就学援助で入学準備金の認定を受けた場合でも対象外となります)(援助額に差はありません)

◆東日本大震災又は令和元年東日本台風により被災された方(被災による就学援助)

東日本大震災の被災による就学援助は、令和2年度に認定を受けた方が対象です。

次の項目で該当するものを○で囲んでください。

被災の種別

- 申請理由
- ① 東日本大震災(令和2年度に被災による就学援助の認定を受けている □はい □いいえ)
 - 2. 令和元年東日本台風
 - (1) 災害当時いわき市に居住しており、居宅が全壊の認定を受けている。
 - (2) " 大規模半壊の認定を受けている。
 - ③ " 半壊の認定を受けている。
 - (4) 災害当時いわき市外に居住しており、居宅が全壊したことにより本市へ避難した。
 - (5) " 原子力災害により本市へ避難した。

※ 被災の内容や仕事への影響など、今回、申請に至った経緯を記載してください。

就学困難な状況等を具体的に記入してください。

例)震災による津波で職場が流されてしまったため、失業し、収入が大きく減ってしまいました。また、自宅も半壊の罹災判定を受け、自宅の修理に多額の費用がかかり、生活が非常に苦しいです。子ども達のこれからの養育費の支払いが困難な状況であることから、就学援助を申請いたします。

この申請書に記入いただいた情報及び添付書類は、申請内容の審査以外の目的では利用いたしません。